

令和8年度「空き家活用」の改修補助制度のご案内

岡崎市では、地域コミュニティ維持・再生等を図る目的の空き家改修に要する費用の一部を補助しています。予算には限りがありますので、補助金の活用を検討される場合はお早めに御相談ください。

 **申請できる方** 補助金交付後に、譲渡や賃貸しても、対象の用途に活用を続けられればOK!!

空き家の所有者 又は 「移住・定住」を行う借入者
(ただし、所有者の同意が必須)

 **対象となる空き家**

以下条件をすべて満たしていること。

- 岡崎市内の空き家（おおむね1年以上使用されていない）
- 事業開始までに耐震性を確認できる（「建築がS56.6.1以降」又は「耐震性を確認している」）
- 空き家が「土地区画整理事業区域」又は「都市計画施設区域」にある場合は、当該区域において主管課が管轄する事業により、補助金によって除却されることが決定していない
- 同様の補助金等を受けていない

 **改修工事等を行い、次に掲げる用途に活用する事業を行うこと。**

用途	「地域活性に向けた移住・定住促進」
地域の指定	<input checked="" type="checkbox"/> 中山間地域（ただし、市街化区域を除く。） 生平学区、秦梨学区、常磐南学区、常磐東学区、常磐学区、恵田学区、奥殿学区、豊富学区、夏山学区、宮崎学区、形埜学区、下山学区（12学区）
活用事業	<input checked="" type="checkbox"/> 「地域活性に向けた移住・定住促進の用途」に活用する以下の事業を対象とする。 ・所有者が自己の居住のため補助を受けて改修 ・空き家を借入する入居者が補助を受けて改修 ※市街化調整区域内での賃貸用建築物は原則として認められていません。
活動の条件	<input checked="" type="checkbox"/> 居住・入居者は岡崎市外からの転入者であること。 (ただし、住民票を移す直前に連続して5年以上岡崎市に居住していないこと。) <input checked="" type="checkbox"/> 3月31日までに空き家に住民票を移し、以後10年以上継続して居住すること。

 **補助金の額**

対象経費：補助事業に要した空き家の移転、増築、改築等に要する費用
(消費税及び地方消費税を含む。)

上限50万円 補助率 1 / 2 << 10年以上活用する場合に限る >>

注意事項

- ・空き家をこれまでと異なる用途に使用した場合、土地の固定資産税が上がる可能性があります。
- ・すでに補助事業に着手している場合、補助金を受けることはできません。
- ・補助金の交付を受けた者は、10年間活用を行っていることの報告を毎年度、実績として報告してください。10年の活用を経過する日までに、当該用途に活用を行わなくなった又は1年以上活用の目途が立たないときは、補助金の返還を命じることがあります。
- ・補助の対象事業を実施するに当たり、関係法令等を遵守してください。

申込方法・申請期間等は裏面を御確認ください。

【注意】住民票は、交付決定通知を受けた日以降に移してください。

申請者

空き家改修事業費補助金事前相談

受付：交付申請をする日より前まで

「空き家改修事業費補助金事前相談書」に必要書類を添付し、岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

岡崎市

※予算には限りがありますので、補助金の活用を検討される場合はお早めに御相談ください。

事前相談の内容について、補助の対象となるか判断して連絡します。

申請者

空き家除却事業費補助金交付申請

受付：除却工事に着手する10開庁日前 かつ 令和8年12月28日（月）まで

補助対象に該当する旨の判定結果通知を受けた方は、「空き家改修事業費補助金交付申請書」に必要書類を添付し、岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

岡崎市

※交付申請の受付は先着順に行い、予算に達した時点で受付を終了します。

現地調査

申請された空き家について、市職員が現地調査を実施します。

「補助金交付決定通知」の送付

申請を受付してから約2週間程度で、「補助金交付決定通知」の判定結果を通知します。

申請者

改修工事の着手

空き家の改修工事の着手、改修工事に要する材料の購入及び改修工事の請負契約等は、補助金交付決定を受けた後に結ぶ必要があります。

改修工事の実施

申請した「空き家改修事業費補助金交付申請書」の内容に変更が生じたときは、速やかに住環境政策課へご連絡ください。「変更交付申請書兼変更届」を提出いただく必要があります。除却工事は令和9年1月末頃を目安に業者への支払いも含めて完了してください。

改修工事完了実績報告

受付：工事完了日から30日以内 かつ 令和9年2月15日（月）まで

補助事業が完了したときは、「空き家改修事業費補助金改修工事完了実績報告書」に必要書類を添付し、岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

岡崎市

補助金請求書

「空き家除却事業費補助金請求書」を岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

補助金の支払い

「完了実績報告書」及び「請求書」を受理後、約1か月後に指定の口座へ補助金を振込みます。振り込み予定日については、あらかじめ通知にてお知らせします。

申請者

補助事業の報告

毎年度の補助事業の実績（10年間）：翌年度の4月30日まで

「空き家改修事業費補助金補助事業実施報告書」を補助金の交付を受けた日に属する年度の3月31日から起算して10年の活用を経過する日に属する年度の実績まで提出してください。

